

東和カードローン・カード規定

カードローン(当座貸越)契約に基づき開設したカードローン専用口座(以下「この口座」といいます。)について発行したカードローン・カード(以下「カード」といいます。)を使用して当座貸越取引をする場合は次により取扱います。

1. カードの利用

カードは次の場合に利用することができます。

- (1) 次のオンライン現金自動支払機(現金自動預入払出兼用機を含む。以下「支払機」といいます。)を使用してこの口座から貸越金を借入れる場合。(以下「出金」といいます。)
 - ① 当行の支払機
 - ② 当行がオンライン現金自動支払機の共同利用による現金支払業務を提携した金融機関(以下「提携銀行」といいます。)の支払機
- (2) 当行の支払機を使用して、この口座の貸越金を返済する場合。(以下「入金」といいます。)

2. 支払機による出金

- (1) 支払機を使用して出金を行うときは、支払機にカードを挿入し、届出の暗証番号と金額を入力してください。
- (2) 支払機による出金は、機種により当行または提携銀行所定の金額単位とし、1回の出金額は当行または提携銀行が定めた範囲内とします。なお、1日あたりの出金額は、当行または提携銀行が定めた範囲内とします。

3. 支払機による入金

- (1) 支払機を使用して入金を行うときは、支払機にカードと現金を挿入してください。
- (3) 支払機による入金は、機種により当行所定の種類の紙幣および硬貨とし、1回あたりの入金額は、当行が定めた範囲内とします。
- (3) 支払機に挿入された現金の合計額がこの口座の貸越残高より多いときは、入金を行いません。

4. 支払機使用手数料

- (1) 当行および提携銀行等の支払機を使用して出金する場合には、当行および提携銀行等の所定の支払機使用手数料を支払ってください。
- (2) 前項の手数料は、貸越金の出金時に支払請求書なしで自動的にこの口座から支払うものとします。

5. 支払機の故障時の取扱い

支払機が停電・故障等により停止し、その取扱いができないときは、出金・入金はできません。ただし、当行本支店の窓口では窓口営業時間内に限り、カードにより出金・入金ができます。その場合、当行所定の借入請求書または入金票に所定の事項を記載のうえ、カードとともに提出してください。

6. カード紛失・届出事項の変更等

- (1) カードを失ったとき、または氏名、暗証番号その他の届出事項に変更があったときは、直ちに本人から書面によってこの口座の開設店に届出てください。その届出の前に生じた損害については、下記8および9に定める場合を除き、当行は責任を負いません。
- (2) カードを失った場合のカードの再発行は、当行所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおくことがあり、また保証人を求めることがあります。なお、カードの再発行に際しては、当行所定の手数料をいただきます。

7. 暗証照合等

- (1) 支払機によりカードを確認し、支払機操作の際使用された暗証番号と届出の暗証番号の一致を確認のうえ取扱いを致します。

(2) カードは他人に使用されないよう保管してください。暗証は生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないよう管理してください。カードが、偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合には、すみやかに本人から当行に届出てください。この届出を受けたときは、直ちにカードによるこの口座からの出金停止の措置を講じます。なお、その届出の前にカードまたは暗証につき偽造、変造、盗用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、下記8および9に定める場合の除き、当行は責任を負いません。

8. (偽造カード等による出金等)

偽造または変造カードによる出金については、本人の故意による場合または当該出金について当行が善意かつ無過失であって本人に重大な過失があることを当行が証明した場合を除き、その効力を生じないものとします。

この場合、本人は、当行所定の書類を提出し、カードおよび暗証の管理状況、被害状況、警察への通知状況等について当行の調査に協力するものとします。

9. (盗難カードによる出金等)

(1) カードの盗難により、他人に当該カードを不正使用され生じた出金については、次の各号のすべてに該当する場合、本人は当行に対して当該出金にかかる損害(手数料や利息を含みます。)の額に相当する金額の補てんを請求することができます。

- ① カードの盗難に気づいてからすみやかに、当行への通知が行われていること
- ② 当行の調査に対し、遅滞なく、カードが盗難されるに至った事情その他の状況について、本人より十分な説明が行われていること
- ③ 当行に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること

(2) 前項の請求がなされた場合、当該出金が本人の故意による場合を除き、当行は、当行へ通知が行われた日の30日(ただし、当行に通知することができないやむを得ない事情があることを本人が証明した場合には、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。)前の日以降になされた出金にかかる損害(手数料や利息を含みます。)の額に相当する金額(以下「補てん対象額」といいます。)を補てんするものとします。ただし、当該出金が行われたことについて、当行が善意かつ無過失であり、かつ本人に過失があることを当行が証明した場合には、当行は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。

(3) 前2項の規定は、第1項にかかる当行への通知が、盗難が行われた日(当該盗難が行われた日が明らかでないときは、当該盗難にかかる盗難カード等を用いて行われた不正なこの口座からの出金が最初に行われた日。)から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。

(4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当行が証明した場合には、当行は補てん責任を負いません。

- ① 当該出金が行われたことについて当行が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合
 - A 本人に重大な過失があることを当行が証明した場合
 - B 本人の配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事使用人(家事全般を行っている家政婦など。)によって行われた場合
 - C 本人が、被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合
- ② 戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随してカードが盗難にあった場合

10. 解約等

(1) この口座を解約する場合またはカードの利用を取りやめる場合は、直ちにカードをこの口座の開設店に返却してください。

(2) カードの改ざん、不正利用など当行がカードの利用を不相当と認めた場合には、その利用をお

断りすることがあります。この場合、当行から請求がありしだい直ちにカードをこの口座開設店に返却してください。

(3)次の場合には、カードの利用を停止することがあります。この場合、当行の窓口において当行所定の本人確認書類の提示を受け、当行が本人であることを確認できたときに停止を解除します。

① 下記 11 に定める規定に違反した場合

② カードが偽造、盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがあると当行が判断した場合

11. 譲渡・質入れ等の禁止

カードは、譲渡・質入れまたは貸与することはできません。

12. 規定の準用

この規定に定めのない事項については、キャッシュカード規定、各カードローン契約規定に従って取扱うものとします。

13. 本規定等の変更

(1)本規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表または店頭へのポスター掲出等その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

(2)前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上